

平成30年度 公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団事業報告

事業活動概要

新しい財団として6年目となる平成30年度は、公益財団法人としての使命を意識しながら、花と緑のまちづくりに寄与するための各種事業の推進に努めた。緑地の保全をはじめ、公共施設への花の普及、市民の花バラの普及促進などの事業にあたっては、市川市と連携するとともにボランティア団体、地元企業、各種団体との協働によって推進することができた。特に、市民との協働により開始した樹木の名札付け事業は、前年に引き続き、主要な公園を対象として地元企業の協賛により実施した。桜並木管理の受託事業についても継続して実施し、協働による花と緑のまちづくりの実現に努めた。

また、市川市との協議に基づき、幹線道路及び駅前広場等の公共施設の花壇に草花を供給し、適正に管理する受託事業を実施した。

さらに、事業の拡大に対応していくための組織体制を整えるとともに、適切な財団運営のために必要な規程等の整備と改正を行った。

なお、公益目的事業の安定的かつ計画的な推進のため、収益事業の確保・拡大をはじめ、基本財産の適正かつ効率的な運用に努めた。

第1 公益目的事業

1. 花と緑に関する講座の開催

花と緑の普及啓発を図るため、各種講座を開催した。特に将来的な公園緑地管理の受託を考えし、市民参加の担い手となるボランティアを養成していく講座を開催した。

① 市川の緑地を知る体験教室

森林の生態、保全方法、管理技術等を学ぶ講座

里見公園及び市内緑地の現場で9月～3月まで全6回。参加人員は15名。

② 素敵なガーデニング講座

家庭の庭から、ベランダ、テラスなど、それぞれのシーンにあった素敵な演出方法をはじめ、本格的なガーデニングを始めたい方のための聴講式講座

コルトンホールにおいて多彩な講師により、5月から12月まで全7回、参加人員は85名。

③ バラ年間講座

市民の花バラを美しく咲かせるための年間講座。

里見公園及び南行徳公園にて、5月～翌年2月まで全9回。参加人数は里見会場27名、南行徳会場21名。

④ ナチュラルガーデナー育成講座

ナチュラルガーデンを作り、適切に管理するための技術を学ぶ講座

大洲防災公園ローゼンハイム広場にて、5月～翌年3月まで全8回。参加人数30名

⑤ やさしい園芸基礎講座

家庭園芸の技術を楽しく、実践的に基礎から学ぶ講座。

まちづくり財団2階研修室にて、4月～10月まで全6回。参加人数は15名。

⑥ 庭木の手入れ講座

家庭の緑化を推進するための庭木の手入れと生垣制作の技術を現場の職人から学ぶ講座。

里見公園にて5月～11月までに全5回。参加人数は20名。

⑦ ハンギングバスケット講座

壁や門扉を利用して花や緑を楽しむハンギングバスケットづくりを学ぶ講座。

里見公園にて、全3回。参加人数は30名。

⑧ 寄せ植え講座

季節の寄せ植えを学ぶ講座。

南行徳市民センターと里見会場において、それぞれ全3回参加人数は各会場30名

⑨ 親子で木工工作体験講座

親子で自然の素材を使った木工工作を体験し、自然に親しむ講座

7月-木の実や小枝で動物や乗り物づくり、11月-クリスマスリース・クリスマスツリー、

12月-ミニ門松づくり

里見公園で参加人員は7月3組8人、11月9組18人、12月9組23人。

2. 園芸相談

市民から来訪、電話、葉書き等で寄せられる園芸に関する相談に対し、隨時対応した。

3. 催し物等の開催

花と緑のまちづくりに関する普及啓発を図るために以下の催し物を開催した。

また、各種行事に参加・協力して、財団のPR及び花と緑の普及啓発を推進した。

① いちかわローズフェアの開催

市民の花バラの展示及び普及促進、並びに花と緑のまちづくりの啓発を図るため、平成30年5月20日、里見公園バラ園を中心にして、第6回いちかわローズフェアを開催した。

参加者約3,000名

② 樹木の名札付けイベントの開催

市内の主な公園において計画的に市民参加による樹木の名札付けを行った。

平成30年6月10日行徳駅前公園において、10人の参加により実施し、

24種類、50枚の名札を付けた。

③ 各種イベントへの参加

市民まつりをはじめ、環境フェア等の行事に参加し、花と緑のまちづくりについて啓発を図った。

4. 市民活動の支援

花と緑のまちづくりに貢献する市民活動を支援した。

① 緑のボランティア活動支援

緑地の自然調査、適正な管理作業などのボランティア活動を行っている登録市民団体等に対し支援を行うとともに、チェンソー講習会などを開催し人材の育成を図るとともに、1団体あたり5万円を限度として9団体に対して206, 540円を助成した。

又、機械の老朽化に伴い、備品を買なおすなど、道具の支援も行った。

② 花壇管理(市川ガーデニングクラブ)支援

市民等で組織する市川ガーデニングクラブ(60団体、約595名)、あるいは自治会等が都市公園等60か所(1, 372m²)で行う花壇管理に関するボランティア活動に対して、年に2～3回、花苗22, 388株などの支援を行った。

また、自治会等、花で満たされた潤いのある街づくり活動をする28団体に対して、12月に葉ボタン3, 094株、有機堆肥(18ℓ入り)296袋の配布を行った。

③ 花壇づくり支援

公園や商店会等市民による地域における花壇づくりの支援においては、赤とんぼ公園にて活動している赤とんぼガーデナーズに100, 000円を助成した。

5. 市民の花バラの普及促進

市川市は1975年より市民の花をバラと定めているが、当財団は、その普及促進活動を総合的に進めた。

① 普及啓発

財団のホームページにバラ情報を掲載、小冊子「由緒あるバラの街 市川」の発行、「いちかわローズフェア」の開催などにより、普及啓発を図った。また、市民まつりをはじめ、環境フェアに参加し、ローズいちかわの普及啓発に努めた。

② 管理公開

里見公園他6公園のバラ園及び国道14号分離帯他3箇所のバラ花壇について、ローズオブ市川の協力を得て草刈、薬剤散布、剪定等の管理を適切に行った。また、大洲防災公園、大町動植物園のバラ園において一部整備を行い、バラ園の充実を図った。

③ バラ園をバラ育成体験学習の場、バラボランティア人材育成の場として活用

バラ園の一部について、バラ年間育成講座及びナチュラルガーデナー養成講座の体験学習の場として、また、バラボランティアの人材育成の場として活用した。

バラ園：里見公園、須和田公園、大洲防災公園、行徳駅前公園、南行徳公園、広尾防災公園
大町動植物園(バラ園・ミニ鉄広場)・市川市東山魁夷記念館

バラのある花壇：国道14号分離帯、京成八幡駅ロータリー、都市計画道路3・4・18号線
(コルトン前道路)植樹帯、北方第2公園

6. 公共施設をはじめ街における花と緑の普及促進

市民生活に密接に係わり、しかも都市景観の形成に効果的な公共施設をはじめ市街地において、積極的に花と緑の普及促進を図った。

① 市役所等公共施設における推進

市役所及び公民館、学校等の公共施設において市民の花バラをはじめ、花苗他園芸資材を支給し、普及促進した。

② 桜並木整備

河川堤防及び公園等の公共施設において樹木オーナー制度を活用して植栽した桜について、市民等と協働して草刈、薬剤散布、施肥等の管理を行った。

また、ホームページに隨時開花情報等をお知らせし、花見を楽しんでいただいた。

広尾防災公園(50本)、国分川調節池(29本)、江戸川河川敷市川地区(9本) 計 88 本

③ 公共施設の草花植栽管理

ガーデニングシティいちかわ事業の一環による受託事業として、幹線道路及び駅前広場等の公共施設の花壇に草花を供給し、適正に管理した。

管理する花壇等:国道14号分離帯、京成八幡駅ロータリー、都市計画道路3・4・18号線

(コルトン前道路)植樹帯、妙典駅前広場、行徳駅前広場、南行徳駅前広場、

行徳駅前通り植樹帯、行徳フラー通りなど

④ 公園緑地の総合管理

大洲防災公園のローゼンハイム広場及び広尾防災公園のバラ園においてバラ管理と花壇の植栽、剪定、除草、刈込等の総合管理を受託し、適正に管理した。

なお、引き続きボランティアを育成しながら、市民との協働による公園づくりを進めて行く。

7. 助成

花と緑のまちづくりを推進するために、各種助成事業を行った。

① 生垣助成

潤いのある緑豊かな環境づくりと地震や火災などの災害に対して強いまちづくりの一環として生垣を推進するため、真間地区、曾谷地区において2件44.0mの生垣事業に助成した。

② 屋上緑化助成

都市の快適環境を創出すると共にヒートアイランド現象の緩和を図る一環として市民及び事業所等が行う屋上緑化に対する助成は、該当がなかった。

③ 花壇設置助成

市川市が進める花と緑に満たされた魅力あるまちづくりの一環として行う花壇設置に対する助成。真間地区において1件3.7m²

④ 駐車場緑化助成

緑化推進の一環として、北方地区他1地区において駐車場緑化に対する助成は、該当がなかった。

⑤ 緑化活動団体等への助成

花と緑のまちづくりを推進するために、緑化団体等が行う普及啓発や推進活動に対する助成。赤とんぼ公園に新たに花壇を設置した赤とんぼガーデナーズに100,000円助成した。

第2 収益事業

1 自動販売機等の経営

里見公園

他16公園において、財団が有償で土地を確保し、入札等により自動販売機会社8社が 37台の飲料水自動販売機と9台のアイスクリーム自動販売機を設置している。

財団は自動販売機会社から売り上げの一部を手数料として受け取り、公益目的を達成するために行う財団運営の一助とした。

第3 法人管理

1 基本財産の造成、管理及び運営事業

基本財産を安定的かつ効率的に運用し、利息収益の確保に努めた。